

「でんさいサービス利用規定」の改定について

萩山口信用金庫（以下、「当金庫」といいます）では、令和2年4月1日施行の民法（債権法）改正を踏まえ、「でんさいサービス利用規定」を、以下のとおり改定することにしましたので、お知らせいたします。

改定後の規定は、当金庫ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定内容

(1) 改定趣旨

民法（債権法）改正により、定型約款を変更する場合は、効力発生時期や変更内容等について、インターネット等を利用して効力発生前に周知する必要がありますが、規定されたことから、第33条に当該内容を明文化しました。

(2) 改定条項

| 改定後  | 改定前  |
|--|--|
| <p>第33条（規定等の変更）</p> <p>1. <u>この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に關する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、当金庫ウェブサイト、店頭表示その他相当な方法で公表することにより、周知します。</u></p> <p>3. <u>前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から実施するものとします。</u></p> | <p>第33条（規定等の変更）</p> <p>1. <u>当金庫は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより、任意に変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>変更日以降は、変更後の内容にしたがい取扱うものとします。</u></p> <p>3. <u>当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じた場合でも、当金庫は責任を負いません。</u></p> |

2. 適用開始日

令和2年4月1日（水）